

「営業業務マニュアル（令和3年3月改訂）」正誤表

令和3年8月19日

「営業業務マニュアル（令和3年3月改訂）」（初版）に誤りがありましたので、以下のとおり訂正いたします。

頁	該当箇所	誤	正
12	本文8行目	<u>同法</u>	<u>民法</u>
71	下から2行目	<u>漏水減免率</u>	<u>(1－漏水減免率(%)×0.01)</u>
71	下から1行目	要綱等で定める <u>ものとする。</u>	要綱等で定める <u>ことが望ましい。</u>
76	下から5行目	「単価同調方式」により契約を行う	「単価同調方式」 <u>等</u> により契約を行う
94	20行目	規定が <u>次のとおり適用</u> される	規定が <u>適用</u> される
311	下から8行目	2月 <u>24日</u> までに控訴がなされない場合、	2月 <u>23日</u> 午後12時まで控訴がなされない場合、
311	下から8行目	<u>2月25日</u> に判決が確定することになるから、	<u>その時点の経過</u> によって判決が確定することになるから、
311	下から7行目	消滅時効更新の起算日は翌日の2月 <u>26日</u> となる。	消滅時効更新の起算日は翌日の2月 <u>24日</u> となる。
311	下から2行目	<u>確定日</u>	<u>確定した日</u>
532	索引の「認定」	<u>149</u>	<u>68、71、79</u>

担当：（公社）日本水道協会調査部調査課
〒102-0074 東京都千代田区九段南4-8-9
Tel.03-3264-2359 Fax.03-3264-2205
E-mail:cho-sa@jwwa.or.jp